

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 指定納付受託者の指定……………(主税局総務部経理課)…一
- 建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 都道の区域変更(三件)……………(建設局道路管理部路政課)…二
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………(主税局課税部課税指導課)…六
- 軽油引取税に係る免税証の無効処分……………(同)…六
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…六

告示

● 東京都告示第八百八十一号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、東京都会計事務規則(昭和三十九年東京

都規則第八十八号)第三十七条の三の規定により告示する。

令和五年八月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定納付受託者の名称及び所在地

(一) 三井住友カード株式会社

東京都江東区豊洲二丁目二番三十一号

(二) 株式会社ジェーシービー

東京都港区南青山五丁目一番二十二号

二 指定納付受託者に納付させる歳入の内容

東京都事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)第二条第一項第五号及び第六号に規定する証明並びに同項第十二号に規定する閲覧に係る手数料のうち主税局の収入に属するもの

三 指定日

令和五年八月三日

東京都知事 小 池 百合子

● 東京都告示第八百八十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年八月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

中野区中野二丁目土地区画整理事業 令和五年七月二日

飯橋地一街区一画地から同街区十四画地まで 十日

令和五年八月三日

東京都知事 小 池 百合子

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

● 東京都告示第八百八十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月三日

東京都知事 小 池 百合子

● 東京都告示第八百八十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区中央三丁目及び中央四丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

令和五年八月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区月島三丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

●東京都告示第八百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年八月三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年八月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 赤羽西台

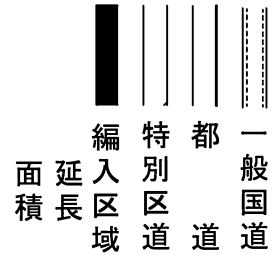
二 変更の区間 北区浮間一丁目八番一地先

三 変更の概要 別図表示のとおり

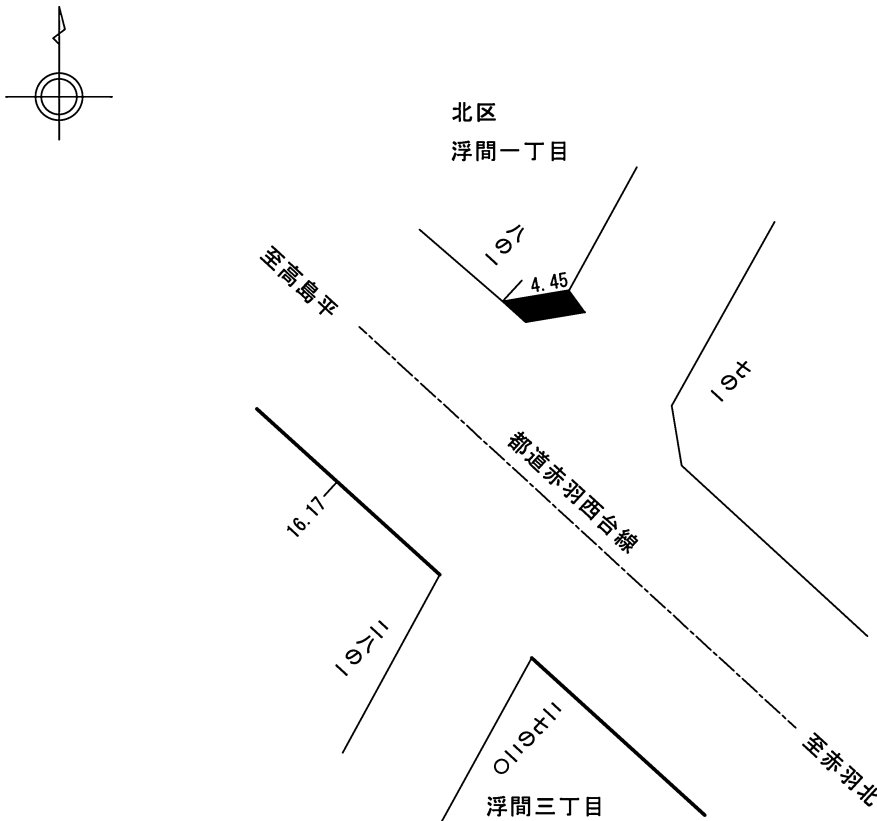
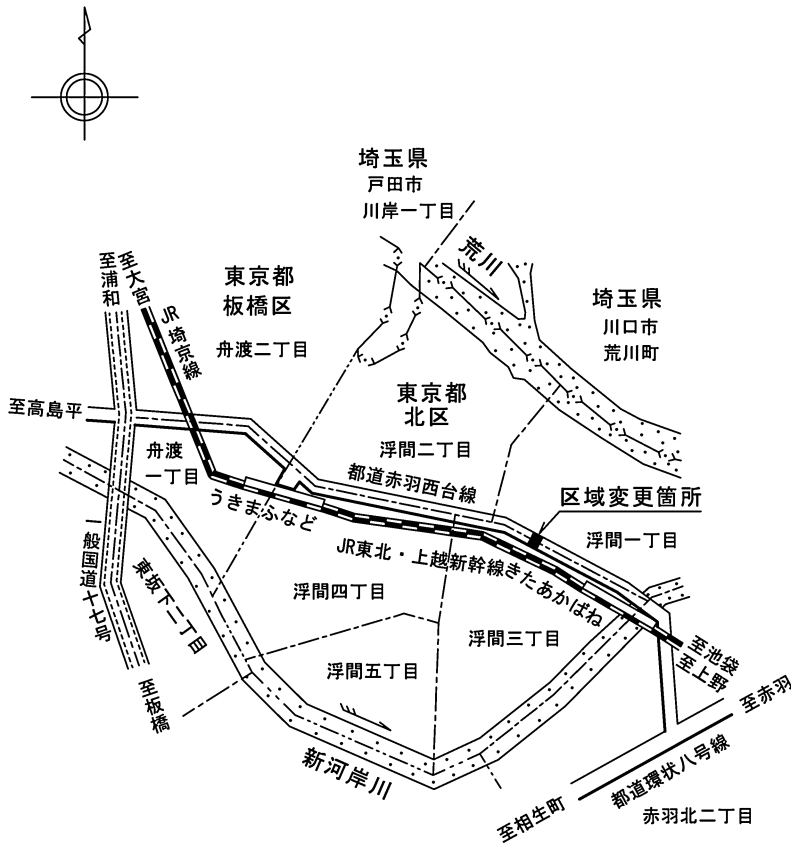
別図

都道赤羽西台線区域変更略図

北区浮間一丁目地内



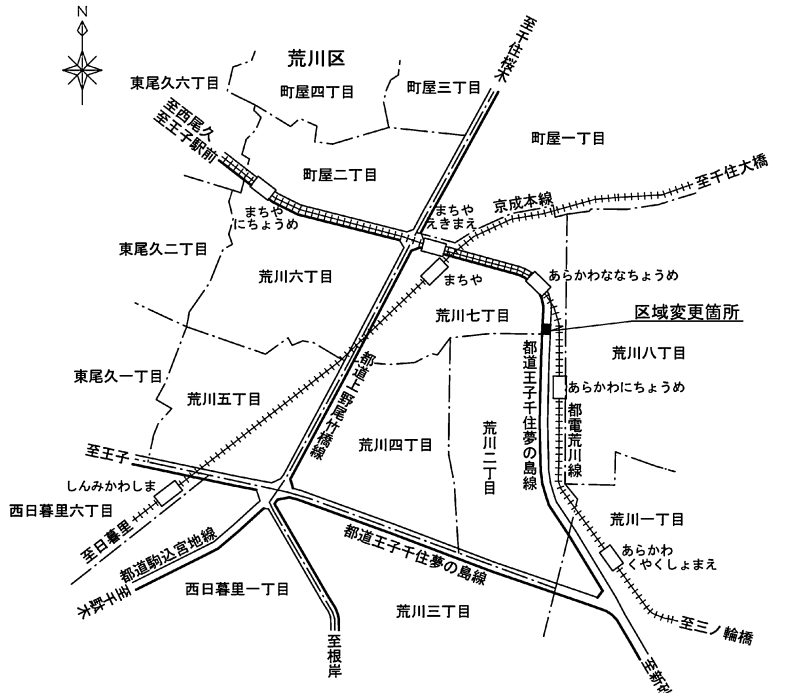
四・五二メートル
六・七八平方メートル



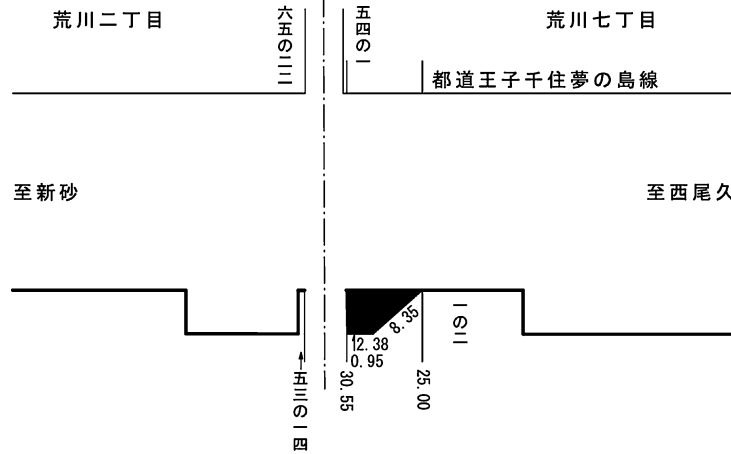
●東京都告示第八百八十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図
 都道王子千住夢の島線区域変更略図
 荒川区荒川七丁目地内

都道
 特別区道
 編入区域
 延長 九・六七メートル
 面積 三六・一一平方メートル



荒川区



その関係図面は、令和五年八月三日から起算して二週間
 東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和五年八月三日
 東京都知事 小池 百合子

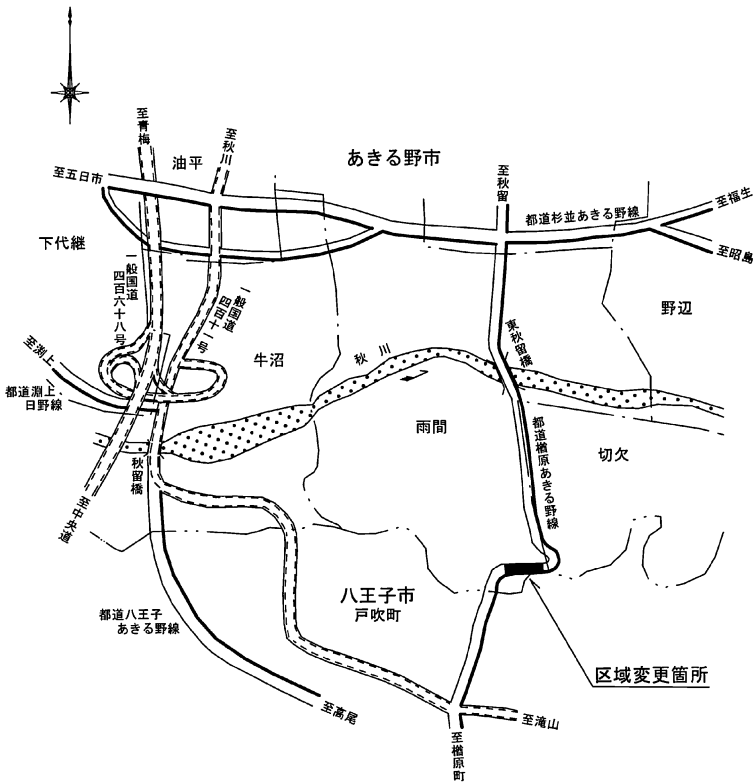
- 一 路線名 王子千住夢の島
- 二 変更の区間 荒川区荒川七丁目一番二地内
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図 都道檜原あきる野線区域変更略図 あきる野市雨間地内

●東京都告示第八百八十七号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

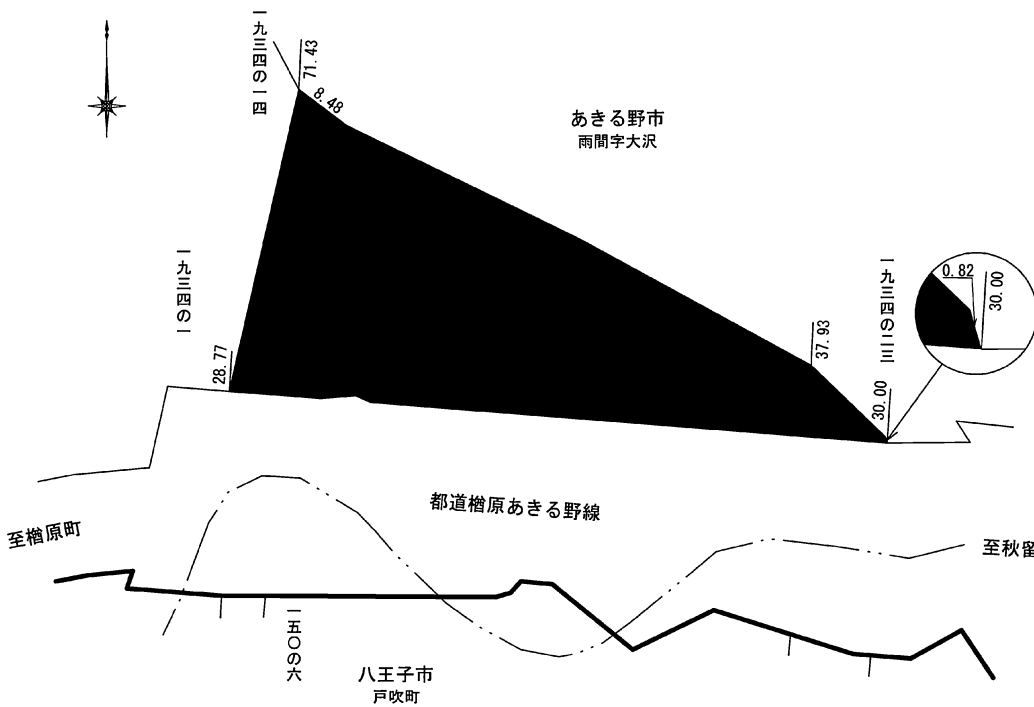


延長 九二・二〇メートル
面積 二、一六六・六二平方メートル



その関係図面は、令和五年八月三日から起算して二週間
東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和五年八月三日
東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 檜原あきる野
- 二 変更の区間 あきる野市雨間字大沢千九百三十四番一
地先から同所同番二十三地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



公告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四
四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都
条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約
業者の指定を次のとおり取り消した。

令和五年八月三日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は
名称 氏名 事業所の所在地 取消年月日
株式会社 鈴木 隆浩 足立区千住緑町三 令和五年五月
鈴木商会 丁目十八番一号 三十一日

軽油引取税に係る免税証の無効処分について

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四
四条の二十一第六項の規定により交付した次の表の上欄に
掲げる地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三
号）第十六号の十三様式による軽油引取税に係る免税証を、
同表下欄の事故発生日以降無効とした。

令和五年八月三日

東京都知事 小 池 百合子

軽油引取税に係る免税証

免税証の種類	組番号	枚数	被 交 付 者	住所氏名	事故発生日
百リツ トル券	〇八〇G 五三九七 二七、〇	三十 四枚	住 所 氏 名	墨田区東 墨田二丁 目九番八	株式会社 FLAS 六月一日

号 E

八〇G五 三九七二 八及び〇 八〇G五 三九七三 三から〇 八〇G五 三九七六 四まで	九十 同右	同日
十リツ トル券	九枚	同日
六六から 〇八〇C 五二六四 六四まで	九枚	同日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和五年八月三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

日野市大字上田百七十四番三
の一部分、同番三地先及び百七
十五番
西東京市東伏見三丁目六番
十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

東久留米市新川町二丁目百六
十番四の一部分、同番五、同番
七、同番十五の一部分、百六十
二番一、同番五から同番七ま
で、同番九及び同番十六
東久留米市大門町一丁目三
番十九号
有限会社コスモパレス
代表取締役 野島 貞夫

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 三〇円
（郵送料を含む）
印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

